

明恵の戒律観 —その受容から伝授へ—

金 陀 美

キーワード 明恵 戒律 梵網経 説戒会

はじめに

仏教者であるならば、戒を守るのが当たり前なことであるが、中世においては多くの僧侶は戒を守らず、さらに、妻帯していたことは様々な史料や説話集に記録されている。その中で、明恵は「一生不犯」の仏教者として知られ、伝承されてきた^(一)。無住の『沙石集』巻第十末の十一では『首楞嚴経』の「三決定」を引き、淫欲を持つているだけでも魔道に堕ちるのは当然であること、を説き、明恵のことは欲が罪であることをわきまえていたため、魔道に落ちなかった例として挙げられている。また、戒を守らなければ破戒を成して魔道に落ちるといふ説話は明恵伝記類の一つとして鎌倉末期に書写された『梅尾明恵上人物語』^(二)に見られる。そして藤原定家の『明月記』の中には授戒をし、出家の戒師として活動する明恵が登場する。史料と説話に描かれている明恵の様子は戒律を重視している僧侶のイメージとして伝えられた。

このように戒を厳守する明恵が伝えられているにも関わらず、明恵の戒律に関する研究はそれほど検討されていない。それは華嚴から密教まで多面的な思想家であり、様々な仏道修行テクストを生み出したが、戒律に関して著したものが残されていないからであろう。

戒律に関して主には、法相宗の貞慶・覚盛や真言律宗の叡尊を中心に研究がなされてきた。数少ない明恵の戒律に関する研究としては、一九六七年に納富常天^(三)が『解脱門義聴聞集記解題』の中で触れた、称名寺の湛睿と高山寺との関りを考察する重要な史料である金沢文庫蔵の「持戒清浄印明」の紹介がある。さらに彼は高山寺本の「持戒清浄印明」だけではなく、他の寺院^(四)に所蔵されたものを取り上げて、六種の血脈を紹介し、その成立、写本の伝授など論じられた。

田中久夫^(五)は、金沢文庫蔵の「持戒清浄印明」の全文を翻刻し、印信の成立や伝授について述べた。そして寛喜二年八月十五日から十一月三十日まで、高山寺の恒例の勤行として行われた説戒会の記録である「梅尾説戒日記」を紹介し、活字化したものがある。従来の研究は主に「持戒清浄印明」資料紹介にとどまっていたが、これらの研究成果を踏まえて中山一麿^(六)は喜海、定貞、靈典の系統以外の随心院蔵本第二十八函三四号に存在する「高弁・法智」の血脈を加えて、個々の伝本の内容を校合し、比較した。一方で、岩田親静^(七)は『梅尾説戒日記』を聞きし、観修寺流又号梅尾流である仁弁が漢文で書かれた高山寺文書の『菩薩戒并沙弥戒伝授記』（東大史料編纂所蔵）を翻刻し、戒律面から明恵及び明恵教団を位置づけた。『菩薩戒并沙弥戒伝授記』では菩薩戒の重視を主張し、説戒においても『梵網菩薩戒本』を説いたことから大乘のものである菩提心を重視したと指摘した。

この他、下間一頼^(八)は戒師としての明恵の存在に注目し、末法思想、本覚思想隆興といった鎌倉時代の状況との関係について考察した。末法思想と本覚思想は破戒僧の出現を促す要因として捉えられてきた。しかし、明恵の仏道修行の実践にとって末法思想と本覚思想は「破戒」の要因になることではなく、むしろ「持戒」を促す原動力としての基になったと主張した。また、淫欲と不姪をめぐる問題を中心として明恵の戒律観の展開と験者としての側面に焦点を当て、それが修法から授戒へと転換していった明

恵の外的状況について述べた前川健一^(九)の「明恵の戒律観」もある。

これまでの先行研究は後代において明恵の戒律伝授といった修法や実践について著した資料を分析してきた。または、当時の戒律に関する思想をもとにして明恵の戒律にアプローチするものであった。明恵の戒律に関して明恵自身の考えとその周辺の見方の相違を区別せずに述べられてきた。

以上の問題意識から、本論文ではこれらの先行研究を踏まえて、明恵にとって戒律がどのように形成され、明恵独自の戒律へ展開し、また伝承されたかを考察する。したがってこれらを検討するために、明恵自身の著作と弟子たちにより記された伝記類・説話・史料を扱って明恵戒律の有様を明らかにする。

一、明恵の戒律重視

①伝記類に伝えている明恵の戒の様相

明恵の弟子喜海が記した『明恵上人仮名行状』によると、明恵自身は十六歳の時、叔父である上覚に付いて東大寺戒壇院で出家者が厳守すべき戒である具足戒を受けた。

文治四年^{甲戌}生年十六歳ニシテ舅上覚上人ニ付テ出家ス。東大寺戒壇院ニシテ具足戒ヲウク。（中略）一既ニ出家ノ仏弟子トナレリ。精進修行シテ仏ノ御ヲシヘノ如ク尊シテ、如来ノ戒法ニ於テ違犯ナカラム。（二〇）

若い時期から戒を守りながらひたすら仏道修行を行っていた明恵は他の伝記類である『梅尾明恵上人伝記』（以下『伝記』）では戒について「仏も、戒を破りて我を見て何の益があると説き給へり（二二〇）」と説いたとされている。このように戒を重く守り、仏道修行にのみ専念していた明恵の有様が伝記類に描かれている。一方で、中世鎌倉期においては多くの僧が戒を守っていないことが、様々な史料や説話集によって知られている。少し時代は下るが、鎌倉後期に無住（一二一〇一〜一二九〇）により撰された『沙石集（二二）』（一二八三年成立）には、唐招提寺の鑑真和尚が日本に律の教えを伝えるため、三戒壇院を設置し、受戒の作法を広めた。しかし、時が経つとともに、戒の大小も忘れられ、戒を犯す時代になった虚しさの話が載せられている。

愛弟の児のありけるが、取りて手水桶の水にてすすぎて鍋に打ち入れけるを、「よしよし、よくしたり。児共はそれにていにおめむがよきぞ」と云ふを、同宿の火焚きて居たるが、「これは犯戒には何にて候ふべきぞ」と問へば、「声聞戒には波逸提、菩薩戒には波羅夷なり」とぞ答へける。実に明らかに学し知りたれども、律儀は実に廢れてこそ。学と行と違ひたる事は、一国の習ひ久しくこそ。「仏法の滅する事は、他の天魔・外道はあたはず。仏法学する我が弟子の失なるべし。師子の中より虫出て食するが如し」とこそ、經文には見えなれ。末代の法

滅・併ら学生正見ならずして、仏法を名利のあたひにし、聖教を邪妄の情に変へて、非法非律にして日々に摩滅し、漸く淪亡、喉つまれる事、悲しくこそ侍れ。

この説話は律儀を学んでいたものの、それが実践までには繋がっていないことを語っている。無住は、末代の仏法は名利の手段になり、聖教は変質してしまい、法もなく律もなく、ただ衰退してゆくことを嘆く気持ちを表したと考えられる。つまり、この時代は律儀が有名無実化されたことであろう。

さて、明恵の持戒への関心は建保三年から深まっていた、この年から五年をかけて法蔵の『梵網菩薩戒本』、『梵網經菩薩戒本疏』、道宣『淨心誠觀法』などを談じたという。

石水院ノ住房ヲ建立セリ、此処ニシテ円覚ノ略抄并修證義コレヲ談ズ、マタ梵網菩薩戒本香象疏等并南山淨心誠觀等コレヲ談ズ、（中略）

一、承久二年ノコロ、上人石水院ニシテ、重テ菩薩戒ヲ興行シテ、香象梵網ノ疏ヲ談ズ、毎日諸衆集會ノ次ヲモテ、梵網戒本十重文并二四十八輕戒四五戒副へ講スルコト數遍ナリ、然間或ハ瑞光ヲ感ジ、或ハ聖僧ヲ見ル、或ハ夢二十人ノ梵僧説戒ノ時尅ヲ待テ、天井ノ上ニ衆會シテウカ、ヒ見給ヲミル、或人ノ夢ニ、宿老ノ梵僧氣高クシテ容儀凡人ニアラズ、説戒ノ布施ト覺シテ物、衣箱ノ様ナル物ニ入テ、其御前ニ置テ、體盤ニヨリカ、リテ坐

シ給へり、数多ノ眷属ノ梵僧、其御前ニ坐セルヲ見ル、
カクノ如ク靈瑞多々也、

『仮名行状』に明恵が石水院の住房で自ら戒を重んじて守り、また、戒律を興行するために毎日のように衆僧を集めて、梵網教で言われている十重戒および四十八輕戒を講義した。また、戒の講義するときに梵僧たちが現れて聞いたり、布施をしたりする靈夢を見たという記事が書かれている。明恵はこの時期から数年をかけて多くの信者のために毎月十五日と晦日の両度、恒例のように梅尾で説戒も行うようになる。

また、ある日、笠置解脱上人と法談しているうちに見た夢でこの世の人とは思えない老僧が現れたという話が『伝記』に見える。

定めて聞き及び給ふらん。我は是、当初何がして云ひし者なり。仏法においては随分行学、年積りて深理を究めたる由を存じき。されば其の比、天下に肩を並ぶる輩無かりき。皆是世の知る処なり。然るに、只此の大乗の本源を究めん事を先として、強ちに波羅提木叉を専らにする事無かりき。仍りて破戒・穢戒の事のみ交りき。之に依りて、大乘の深理を究めたりと雖も、人間一生の中には解行相応せず。先づ破戒の罪の方重きに依りて魔道に入れり。古より天竺・晨旦・本朝、世界々に名を得たる貴僧高層達、此の戒力なき人、一劫二劫乃至三四劫、

魔道に落ちたる類、勝て計ふべからず。此の魔道の習ひ、落ちと落ちては急度免れ出づる事難し。

ここにも戒の重要性について説かれている。大乘の深理を求めて戒律を学ばなければ破戒の罪により魔道に落ちるといふのを、異類異形の僧たちが貞慶にどのようなにして魔道に落ちることになったかを語る中で訴えている。その原因は戒を持さなかったことによるとされている。ここから、おそらく貞慶も戒に関して極めて重要視していたことがわかる。

明恵の戒を守らないと魔道に落ちるといふ説については『却廢忘記』にみる事ができる。

勤行の人の魔道に墮ると、世間に人のいふ事、其の謂れ有る事也。魔と者、具には魔羅と云ふ。是障礙之義也。三業の中に身語二業に神呪等の行あれば、たちまちに地獄等の極苦をうけずと云ふとも、意業に菩提心無きが故に、魔道に趣く、極めたる道理なり云々。

『却廢忘記』は明恵の日常の教訓や談話を弟子の長円が明恵の入滅三年後に書き留めた書物である。僧侶が、仏道に精進すれば、魔道に落ちることはないと認識していたことがわかる。

無住が明恵と同じように戒を守っていた僧として見ていた貞慶の場合は戒をどのように考えたのか。承元年間（一二〇七〜一二一一）の頃に著された『解脱上人戒律復興願書（三三）』に貞慶は戒の重要性を説いている。

如来の滅後、戒を以て師とす。出家在家、七衆の弟子、誰か仰がざらんや。十誦律に云く、また諸の比丘、毘尼を廢学して、便ち修多羅・阿毘曇を誦誦するに、世尊、種々に呵責したまふ。毘尼あるによつて、仏法世に住すと云々。

ここで、貞慶は積尊が戒律を重視したと言いつつも、戒律が廢学していくことを嘆いている。さらに貞慶は元久二年（一二〇五）に興福寺衆徒が法然の専修念仏の禁止を求めて著した『興福寺奏状^(二四)』において「夫れ極樂の教門、盛んに戒行を勸む。浄土の業因、これを以て最とす」と述べている。やはり、戒を輕視してはいけないことが主張されている。

戒を守らず魔道に落ちる説は『沙石集^(二五)』の中にも収められている。卷第十末ノ十一では七種の聖財の中、戒律を守り修行することもなく、物事に執着心を持っている人は、間違ひなく魔道に落ちるといふ。そして衆生の要望の声に耳を傾けるべき耳根円通などについて禅法の要義を説いた『首楞嚴經』の「三決定」の説を引いて、淫戒に関して次のように書かれている。

されば楞嚴には三決定の義とて、仏法の定むる事を云ふに、「心を撰するを戒とし、戒によりて定を生じ、定によりて恵を生ず。六道の衆生、その心深くせざれば、生死相續せず。淫心除こらざれば、生死を出づべからず。

多智禪定現前すとも、淫を断たざれば、必ず魔道に落ち

て上品は魔王、中品は魔民、下品は魔女となりて、皆徒衆あり。

無住は淫欲を断たなければ必ず魔道に落ちると著し、その次にある女房に靈が取り憑いて「中古よりの智者・学生と聞こえし人共、皆魔道にある由云ひけり。解脱房・明恵房ぞ、いづちへ行きたるやらん、見えぬと申しける」という託宣をくだした。これは『比良山古人靈託^(二六)』を踏まえたもので、仏道修行を實踐し、欲の罪をわきまえて、妄念を薄くし、執着を持たなかつた高僧である貞慶と明恵は魔道には落ちなかつたとした。

②明恵の著書からみる戒

明恵の伝記類で伝えられていた戒律觀を確認してみた。ここでは明恵が撰述した著書から、明恵が戒に関してどのように考えていたのかを確認する。まず、明恵が法然の専修念仏を批判して著した『摧邪輪』^(二七)を確認する。

制教者、唯是如来一人自説、以二制戒輕重余無レ能故、更無レ有ニ他説、善導等諸師、何制ニ別律義一乎。但近代専修者、作ニ種種別戒一、甚非ニ善導過一也。(中略)汝若不レ能レ答者、一宗不レ成、若又引ニ余經論一作ニ此答一者、汝所立宗又不レ成也。若汝言下立レ宗時不レ捨ニ余經論一者、勿下以ニ持戒菩薩心等一為中障礙上

如来の教えである「化制二教」説が化教（經論）・制教（戒律）

の二種類に分けられ、そのうち特に制教の面の戒律について論じている。また、近代の専修者たちは種類の別戒を作っていたが、これは善導の罪ではないとしている。続けて、戒律を捨てることを否定し、持戒を重視することが記され、また、新たな宗を立てるに戒律は必要であることを明確にしている。つまり、明恵は開宗の条件として戒律が必要であることを訴えているのである。

明恵は建保四年（一一二六）、法蔵『梵網経』の注釈である『梵網経菩薩戒本疏』を講義した。そして承久二年（一一二〇）に『梵網経』や『瑜伽師地論』によって説かれる菩薩戒の「十重禁戒」と「四十八輕戒」のうち四〇五戒について講じているこの時期は戒律や滅罪懺悔の靈夢が多く現れたという。明恵が約四十年間をかけて自ら見た夢を書き残した『夢記』の承久二年八月七日の記事は以下の通りである。

一、同じき八月七日の朝、禪より起きて臥息したる夢に云はく、一人の聖人有り。是れ迦葉尊者なりと思ふ。予、一聚の瓔珞を持ちて其の上に覆ひ奉つる。迦葉、其の後に此れを過ぎて還り給ふと云々。是れ具戒を祈請する間の夢なり、と云々。

この夢は承久二年八月七日に見たものである。最初の夢は戒律を授かることを請い願っていた時に見たと考えられる。また、同じ日に滅罪・戒体発得の祈願に応えるような夢が続く。

一、同初夜の座禪の時、滅罪の事を祈願し、戒躰を得た

り。若し好相現せば、諸人に戒を授けむと祈願す。（中略）又、音の告げ有るを待つに、即ち声有りて云はく、諸仏、悉く中に入る。汝今、清浄を得たり。其の後、変じて大きな身と成り、一間許りの上に七宝の瓔珞有りて莊嚴す」と云々。即ち觀より出で了んぬ。又、其の前に眞智恵門より出でて、五十二位を遍歴す。

祈願の応えとして清浄を得たとの仏の声があったと解釈できようが、明恵自身の夢解きは記していない。この後、十信で獲得する文殊の知恵である信智恵門から出て菩薩修行の階梯である五十二位を遍歴したという。これらの夢を通して明恵が戒をいかに重く感じとっていたかが窺える。一方、先述したように承久年間は戒律に関する意識が高まっていた時期であると共に、明恵が『華嚴経』の中に光明が無尽の世界を照らし、利他を説く「光明覚品」による仏光三昧觀を實踐していた時期でもあった。さらに、明恵が三昧觀によつて感得した好相を紹介し、その意義や由来、觀法の相承を記した『華嚴仏光三昧觀冥感伝』においてもこれも同じ夢が記されている。この八月七日の初夜の夢について前川健一は、「この夢等はその懺悔や戒体との関連で感得されたものであることは、仏光觀と戒律が明恵の中で深く結びついていることを示している（二八）」と指摘した。

このような戒律への関心は承久三年も続く。

一、同じ月の十一日の夜の坐禪の後に眠る。夢に云はく、

故行位律師、大師の梵網經を以て高尾にして暫く籠居して、高弁に対し「此の疏を読み奉れ」と言はる。高弁、之を領掌す。其の本を取り、之を見るに、不思議の靈本なり。夢の中に、其の本に冒地と云ふ梵字、之在りと思ふ。此を見るに、**梵字**の梵字なり。又、菩薩名在る処は即ち絵図なり。不動尊等の如く、大火聚の中に処り。其の炎、紺青色なり。心に思はく、此は真言宗骨に、此くの如くしなしたる本かと思ふ。都て此くの如き証本の有りけると思ふ。都て書体も薄香の表紙にて能筆を以て書くなり。

行位律師より法蔵が撰した『梵網經疏』の講義を命じられ、その本をみて感動したという夢である。行位律師については不明であるが、この夢で『梵網經』を手にとったことは明恵の戒律への関心を象徴するものだと考えられる。さらに、この『梵網經』に記されている梵字が菩提、覺りを意味するのも、菩提心を重視した明恵にふさわしく感じられる。「都て此くの如き証本の有りけると思ふ」という夢の解釈は明恵が自身の戒律への姿勢を正当なものとして認識していたことの表れであろう。続けて九月十一日の夢は人に授戒する夢である。

一、其の後、案に倚り臥して眠る。夢に、人に戒を授く。其の布施に金三兩あり。又、其の外の物等、之在り。其の後、深証房来臨して以降、禪堂の造作等に依りて、

連々に之を修せず。同十二日、之を修す。九月なり。

承久三年の九月の明恵は承久の乱後の騒動から、賀茂の仏光山に移っていた。ここに出てくる「禪堂の造作」は仏光山で建築中の堂であろう。梅尾から賀茂に移住した明恵は自らの持戒から他人へ戒を授けることに関心が変わっていくようになる。ここに登場する深証房は上覚のもとで神護寺の執行を務めた人物で、性禪ともいう(二九)。梵網經の解釈をめぐって深証房の質問に明恵が答えた『神護寺如法執行問答』一卷が現存する(三〇)。この夢は戒を重視してきた明恵が人々への授戒を本格的に始めた状況を反映したと考えられる。

二、明恵、戒師としての活動

①説戒への発展

明恵は戒に対する志が深くなった時期から戒律、滅罪懺悔に関する夢を頻繁に見るようになる。明恵自らが戒律を守るだけではなく、他人へ授戒をするような夢も登場するようになった。実際にこの時期からの明恵は戒を授ける立場である戒師としての活動を本格化したのである。

明恵の授戒への関心自体は、建保三年(一一一五)頃からはじまる。授戒に関する初見は、貞応二年(一一二二)十二月二十日に著された『自誓八斎戒略作法』である。「貞応二年極月廿一日、丑時依修明門院之令旨草進畢(三二)」とあるように、明恵はこれを

修明門院（後鳥羽院妃）に進上した。このことは、弟子喜海が記した『仮名行状』においては貞応二年、「仮字ヲモテ八斎戒ノ式一卷ヲ撰シテ、或貴門へ進上セラル（三三）」というように記されている。ここでいう「貴門」の一人が富小路盛兼（一一九一〜一二四五）で、明恵から八斎戒を嘉禄二年（一二二六）八月十四日に授けられたと伝わっている。これについて明恵は次のように述べている。

同八月九日、大宮宰相中將盛兼、八斎戒受けむとて、閑居の所に來臨あり。次の日十日の朝、日の出の時、本法のごとく持仏堂に行導して、斎戒授けたてまつる。朝の粥、日中の齋同じく呪願の文授けて、愚僧が持齋の坐に向ひゐて、一々伝へ受けて、愚僧所撰の自誓戒体読みつけて、毎月に自誓の作法にて保つべきよし契りて、十日申の時ばかり出でられぬ（三三）。

この富小路盛兼は明恵に帰依して高山寺型と呼ばれる古式の塔である宝篋印塔を寄進した人物である。盛兼に八斎戒を授けた上で、戒を守り続けるための契りを結んだ。それは本人自ら戒を受けたことを誓った本を読み続けることや毎月戒の作法を保つことであった。

一方で、嘉禄元年（一二二五）から毎月二度（十五日、晦日）、恒例の行事として説戒が行われるようになる。『仮名行状』には以下のように記されている。

一、嘉禄元年乙未六月十五日ヨリ梅尾ノ本堂ニシテ梵網菩薩戒本、両度ノ説戒コレヲ始メ行ハル、其戒儀ハ如別記毎度ニ十重ノ文具足シテコレヲ談ズ、四十八輕ノ文ハ、一二戒或ハ三四戒、宜ニ随テ其数不定ナリ、諸僧同ク列座シテ共ニ戒文ヲ談ズ、

これによると梵網菩薩戒本により、三帰依、三聚淨戒、十重禁戒の全部の文を講じ、また四十八輕戒のうちの一、二戒か三、四戒を講義し、最後に全員が十重の文を列座の僧が唱えたという。明恵は梅尾説戒を寛喜三年九月晦日まで行ったと『行状』は述べている。さらにこの説戒会に高山寺の住僧は全員出席するのが義務付けられていたことが『高山寺文書』から見ることができる。

其内毎月二度説戒、以此事可為寺中根本之勤行、（中略）仍毎月二度聽誦戒經、各々可被護龜頭過、專以列此説戒座、可定交衆人、其中有出京等要事之人、兼日於寺主説戒者并老僧等数輩中、出其要事法体可令知之、若数日有住京之要事者、或同法或侍者下僧等相具一身、不可自由、若無同法者、以下僧為同法可同宿一所、不堪此行儀之人、不可列座、從毎月二度至不可列座、七八行文別書、出之、押付諸房之壁面、不可有忘却矣。又設雖不列設戒座、一山之内有過法大過之人、隨見聞可對治之、

これは明恵が自分の死後の際、高山寺運営についての「置文」として寛喜四年（一二三二）正月十一日に記したものである。これによると、明恵が高山寺において説戒をいかに大事にしていた

かが窺える。説戒は寺中の根本勤行として行われるべきであり、説戒の座に列なることをもって「交衆の人」と定める。さらに出京して、説戒に参加できない場合は、必ず事前に連絡すべきであるとしている。また、二度以上欠席する場合は、戒の七八行文の別書を書いて泊まっている部屋の壁に貼り付けさせるほど戒を守ることを重視した。

②明恵が授戒した人々

明恵は戒への関心から戒を伝えるため、『梵網菩薩戒本』を列座していた僧衆に十重戒、四十八輕戒を誦した。そしてこの際には僧侶だけではなく、仏教信者も多く集まったという。多くの人々が明恵の戒の講義を聴くため集まるようになり、説戒会が行われるようになった。そして明恵は説戒の講義だけではなく、授戒師として活動していくようになる。特に明恵が授戒したことに ついては藤原定家の『明月記』^(三四)から確認することができる。その授戒についての初見の記事は嘉祿三年(一二二七)七月二十七日のもので、「今朝相門被渡北山亭、女房奥、主人車、侍各、二人云々、無人尤宜敷」というように北山の西園寺家の別邸に明恵が赴いたことが書かれている。そしてその次の日の二十八日は以下のものである。

依病者懇切請明恵房、出家無為遂了、其後始懺法、其志偏營臨終作法、西無屋望見山葉、可擬觀念由相示者、

赤痢の病にかかった九条道家夫人の母の公経夫人が、臨終出家

の戒師として明恵房を請じ、出家したと記されている。明恵が夫人を出家させた後、懺法を始め、臨終作法として、西に屋根もなく、遙かに山の端を望むという觀念をこらすようにと指示したとする。また、前権中納言藤原経光(一二二二〜一二七四)の日記である『民経記』にも授戒する明恵の様子が見られる。それによると、貞応二年に八斎戒の作法の著書を進上した修明門院にも嘉祿三年の九月に授戒の戒師としての役割を果たしたことがわかる。

天陰、雨木下、今日女院聊滅御之由、伝聞、今日参入、人々前右大臣公経公・二条中納言定高以下济々焉、明恵房上人自女院被召、有御戒云々、(『民経記』安貞元年九月十九日の条)

明恵は後鳥羽院より梅尾の神護寺別所の地を下賜され、そこに高山寺を建立したことなどから明らかのように、後鳥羽院からの篤い信頼を受けていた。このような交流があったことから後鳥羽院妃である修明門院は明恵から授戒を受けたのであろう。明恵から戒を受けた次の日の修明門院の様子が『明月記』に書かれている。それによると「依修明門院又御増由、参被御所、先日御滅御沐浴、其成、其後御増、其成奉灸、療治不可然、非可惜身由被仰云々、今夜宿京、明旦欲帰北山云々、」と、体が弱くなって治療を受けなければならぬ状況であったらしい。このように弱ったときにわざわざ戒を授かるということについて前川健一は「臨終直前の授戒や病氣平癒のための授戒であり、治療の効果を期待す

るといふ点では、実は修法とかかわるところはない」と指摘した。たとえば次の藤原孝道の受戒からそのことが窺われる。

安貞二年九月二日より、世間人ノしあひたるやまうを大事にして、同五日より、持病のあえぎおこりあふ。同六日より、はらのうちいたく、同八日より、むねへあがりてのち、いきたゆるにをよびて、十一日、とがのをのひじりの御房へ申ておはしまして、かいをうけまいらす。

(二五)

修明門院のように病気を患っていた孝道も病氣平癒のために明恵から授戒を受けていたと思われる。石田瑞麿は「このような臨終受戒や病氣平癒のための受戒は平安時代から見られることである」と述べている。明恵の授戒においても病氣平癒のために行われたものと捉えるべきであろう。病氣平癒をするために授戒を受けるといふことについて明恵自身が説いた資料は見当たらないが、『仮名行状』に次のようにある。

或年来ノ重病、説戒ノ間ニ忽ニ其氣ヲ失フ人アリ。或ハ却瘡病煩フ人アリ。戒授ル次ニ虎鬼ニ告テ云ク、菩薩戒器ヲ出スニ乃至鬼神金剛神等、但解法師語尽受得戒等ト云ヘリ。若汝此説戒ノ語ヲ聞知リタラバ、コレ戒器ナルベシ。速ニ此ノ菩薩戒ヲ受テコノ煩ヲナスベカラズト云テ、戒ヲ授シカバ、瘡病即時除愈セルコトアリキ。都テ渴仰聴聞ノ輩ハ不思議ノ靈異ニアツカレコト多ク、不信

凌蔑ノヤカラハ、会場ニ臨テ忽ニ不祥ヲマネクコトアラタナリ。

これによると、戒を受ければ、即時に病気を治すことができ、しかも戒による奇瑞が多く現れるとしている。先述した石田瑞麿の指摘する平安時代以来の授戒の認識が明恵にも引き継がれていたであろう。

『明月記』の寛喜二年(一二三〇)の正月二十八日の条によれば、また、明恵は前斎宮熙子内親王の出家の戒師となつたらしい。

廿八日、辛卯、天晴、伝聞、昨日深草前斎宮入道長房、卿養君、出家給

云々、戒師明恵房、後開廿六云々、年齒忘、先年誕生時記之、今姫自南京参会其所、同出家

云々、穩便事歟、四十、

以上のように明恵の授戒は、建保三年には戒への関心を持ち、高山寺で菩薩戒本などを談じたことから発展して、貞応二年頃から人々へ戒を授ける戒師としての活動に変貌した。平野多恵は戒師としての明恵について「明恵は自らの修行に集中したいと強く願っていたが、実際には帰依者の熱心な求めに応じざる得ない状況だったのである」と述べている。貞応二年(一二二三)は、承久の乱で多くの人々が犠牲になり、戦場で夫や息子を失った貴族や武士の妻たちのために尼寺・善妙寺を建立した時期でもある。明恵の周辺には彼に帰依して集まった尼僧や貴族も多くいた。

明恵と貴族との関係を考える上で、見逃せないのは九条家である。元久二年十二月十四日の『夢記』に「一条の講堂に於いて大

願成就之由を祈請す」とある。明恵は九条道家（一一九三〜一二五二）の居所^(二六)であったことから、この時期から九条家と深い交流をもつようになったのであろう。その中で九条道家も明恵から授戒を受けていたという話がある。

十四歳以来廿七年之間、常に淨戒を受け頻りに法文を談ず^(二七)。

明恵の四十九日に道家が捧げた諷誦文で、これによると、道家は十四歳から二十七年間、明恵から戒の教えを受けたことになる。さらに、道家の兄弟である教家の出家においても明恵が戒となった。『明月記』の嘉禄元年（一二二五）九月三日^(二八)条にその詳細が記されている。

只今有彼御消息、已遂年来本意之由也。猶今年許被延乎之由、只今答了。又以大蔵聊卿示子細之間也。小時大蔵卿参入、此間彼重御返事又到来、已被載法名了（観空）。於今者勿論敷、大蔵卿猶欲参。車不通坂七八町之由、聞之騎馬依絶思、今日不能参、宮内卿参会、暫相逢、申時許退出。

御産御祈事、雖聊事、可勤仕由、昨日申入。於八幡大般若御読経事、可到沙汰由被仰（基邦朝臣奉行）、入夜送注文、可沙汰由、仰忠弘了。光家来云、此事日来更不承及、昨日只可御共由被仰、俄乘御車後了。夜前明恵房被参、但夜深退下宿所、今朝早旦被遂了。

この時期は教家には不審な動きがあったため、定家と教家に仕えている息子の光家が手紙を受け取り、道家の政治的圧迫のことで教家が出家の志を表したことになる。そこで教家に仕えていた光家も共に出家することになったのである。その時の戒師が明恵房であり、今朝早く出家を遂げたとこの記事には書かれている。

明恵と九条家とのかかわりは戒師としての活動以外にも、道家の祖父である兼実の依頼で宝楼閣供を行い、仏眼法を修するなどの兼実の晩年におけるの祈禱行事を担当していたことも挙げられる。このように明恵は説戒師としてまたは、戒師の名として高い評価を得ていたのである。

三、明恵の戒律の伝授

明恵における説戒会は、嘉禄元年（一二二四）六月十五日より始められた。明恵の最後の説戒は『行状』によると、寛喜三年（一二三一）九月晦日であるが、説戒会は明恵の没後にも途切れることなく、恒例の行事として毎月十五日と晦日に行われていたという。明恵の説戒の活動を窺える史料として弟子の寂恵房長円が記録した『梅尾説戒日記』がある。この『説戒日記』は寛喜二年八月十五日から十一月三十日まで行われた八回の説戒会の記録である。説戒会の儀式順が『説戒日記』の巻頭において確認できる。

自寛喜二年二月中旬、依御不例、無説戒事、自二月晦日、

至七月晦日、兩三度円道房勤仕、其後相次禪浄房勤仕、
自同八月十五日、上人御説戒始、時尅衆会等如常、彼着
座衆

正達房、義林房、**円道房**、禪浄房、法智房、義淵房、禪
忍房、順行房、恵日房、順正房、十眼房、尊順房、了達
房、明浄房、実証房、真教房、戒月房、**長円**

先請師、三帰、三聚浄戒、十重等如常、軽戒之講、只有
一戒、第一軽慢師長戒也。

説戒の式次第は請師・三帰・三聚浄戒・十重戒・四十八軽戒・
誦十重文・出堂となっている。その中で十重戒と四十八軽戒は明
恵が戒に関して最初の講義から用いて、継続的に説いていたもの
である。また着座衆の僧侶の名前が記されていることから、当時
の明恵の周辺にいた僧侶たちを把握できる。列举されている人物
の中で、円道房は、明恵が病氣のため、一度中止されていた説戒
会を代理人として行わった人物である。円道房について、明恵が
著した高山寺古文書に収められている『置文』には以下のように
ある。

円道房又有因縁住寺、已被経年序、仍申付説戒之職、寺内
事同以可令知行給、惣有大事時、説戒列座衆和合、諸事可
有有縁定也。

ここに記されているように円道房は因縁があり、高山寺に長く
いたことから説戒師の職を与えられている。また、円道房は

「高山寺代々記」の尾崎坊三尊院代々の初に、「信慶円道房、
正嘉三〇廿
九寂八二」と見えている。明恵よりは四歳若く、高山寺に住してか
ら年月がかなり経っていたようで、明恵は円道房に説戒の職を与
えたという。田中久夫は「どんな能徳の僧でも、他所より高山寺
に來た後、三カ年後でなければ、説戒の仁にはなれない(三九)」と
述べている。

僧侶の列名の最後に房号ではなく、諱で記されている長円はこ
の『説戒日記』の筆者である。その房号は寂恵房長円で、さらに
その奥書をみると、「寛喜二年六月 日 仁弁仁弁上人
番留了」とい
名で使われる。長円は空達房定真の付法であり、明恵の言行の聞
書である『却廢忘記』の筆者でもある。また、明恵から「却温神
咒經沙羅法事 貞応三年五月十六日、酬石藏定法師之請け注記之、
金剛仏子高弁 同年七月十五日時午、於御草室伝承此義了、沙門長
円三〇」を受けていた。ここに「沙門長円」という名前になつて
いることから、すでに具足戒をうけていることであろう。また、
長円は菩薩戒を仮名交じりの漢文で『菩薩戒并沙弥戒伝授記(三二)』
(以下『戒伝授記』)として記した。ここには定真が仁真へ菩薩
戒と沙弥戒を授けたことが書かれ、これらを「菩薩戒并に沙弥戒
等悉く及び重ねて受けこれを得畢ぬ」と示した。続けて以下のよ
うである。

寛喜四年正月十五日細く受け、これを授けること孤に任
す。意を畏れ空師自ら製するなり。請師は上人御自作な

り。別紙にこれあり。

明恵は寛喜四年正月十日から重体となり、やがて十九日に入滅した。明恵の『置文』は同年正月十一日に定められ、寺主を空達房定真にしている。この資料は、寺主である定真が授戒を任ずることになり、そのための授戒式を作ったことについて述べている。そして式の中で請師に関しては明恵の自作に基づき、これを「別紙」つまり、『梅尾説戒日記』に記すと述べている。

結論

鎌倉時代は戒律が衰えており、戒律の知識はあるものの、それを破戒する僧侶が多くいる中で、明恵は「一生不犯」の生涯を送っていた僧として伝えられていた。明恵にとって戒律は重視して守るものではなく、それを支える学問も励むべきものであった。自らの戒への修行を重んじて行っていた明恵であるが、やがて他人への授戒師として活動するようになるのである。

明恵の戒律に関する記事が見られるのは貞応二年十二月に修明門院へ自ら著した『自誓八斎戒略作法』を進上したことから始まる。しかし、この著書の存在は伝えていないが、現在のところ、閲覧ができず、その内容は知られていないのである。

明恵に帰依した人々や公家たちに向けての戒律師としての活動は、その様子が公家日記である『明月記』や『民経記』から確認できる。一方で、こうした戒師としての活動とともに、嘉禄元年

からは恒例の行事として説戒会を行っている。ここには僧侶だけではなくて、多くの人々が集まったと伝えられている。この説戒は明恵が自分の死後にも行い続けるように言いつけていたことを、明恵自ら高山寺運営に関して書き残した『置文』に記されている。この『置文』の中では戒の説法について欠かさず行うことを願い、弟子への伝授を求めていたことも書かれている。これらの明恵の活動について岩田親静は「明恵が戒師として授戒を行い、毎月の説戒会で統制を行うという形で、高山寺教団は運営されていた^(三三)」と述べた。

明恵は自らの戒律を重んじるという姿勢から他人への授戒へ関心を移し、戒を伝播するために説戒会を行うようになったといえよう。本論文は、戒律と向き合っている明恵の様子を弟子たちによる伝記類や置文、あるいは公家の日記を通してその実態をみることで、これらの史料群を通して「一生不犯」の明恵像がどのように形成されたのかを明らかにしたものである。

(一)「一生不犯」説は明恵伝の根本史料である『行状』には見えないが、『梅尾明恵上人伝記』に書かれていた。
 「上人語り給ヒシハ、幼少ヨリ貴僧ニ成事ヲ乞願シカバ、一生不犯ニテ清浄ナラン事ヲ思キ、而何ナル魔託スルニヤ有ケン、度々已ニ姪事ヲ成トスル便有シニ不思議ノ妨グ有テ打サマシノ、遂ニ志ヲ不遂ト云々、」
 (二)「或時上人被仰キ、昨日笠置解脱上人来臨シテ法談ノ次ニ語云、去中秋ノ此夢ニ有見事、暗夜トボシキニ人アマタ来ルヲト

ナヒニテ草庵ノ窓ヲタ、イテ類ニ謁セン事ヲ望ム、仍扉ヲアケテ出向ニ異類異形ノ者有其数ニ、其中ニサルベキ仁トヲボシクテ雪頭ヲ埋霜肩ヲフ、フ老僧香沈ノ衣ノヤウナル上ニ著テ面貌事カラ此世ノ人トモ覚ヘヌサマナル体ニテ進寄語云、定聞及給ラン、我ハ是當初ナニカシト云者也、而ニ只此大乘ノ本源ヲキハメン事ヲ為先ニ強ニ波羅提木又ヲ專ニスル事ナカリキ、仍破戒壞戒ノ事ノミ交レリ、依之雖究大乘深理一人間一生ノ中ニ解行相応ハセズ、先破戒罪ノ方ニツラレテ魔道ニ入レリ、自古天竺農旦本朝世界ノニ名ヲ得タリシ」

(三) 納富常天「解脱門義聴集記解題」(『金沢文庫研究紀要』第四号、一九六七)

「明恵の『持戒清浄印明』について」(初出『金沢文庫研究』第二十六卷第二、二号通卷二百六二号、一九八〇、『金沢文庫資料の研究』、法蔵館)

(四) その他の寺院は、東寺金剛蔵、仁和寺塔中蔵、叡山文庫、滋賀来迎寺、鎌倉常光妙寺、青蓮寺、横浜宝生寺に所蔵されている。

(五) 田中久夫「梅尾説戒日記について」・「持戒清浄印明について」(『鎌倉仏教雑考』、思文閣出版、一九八二)

(六) 中山一磨「持戒清浄印明」考(『詞林』三九号、大阪大学古代中世文学研究会、二〇〇六)

(七) 岩田親静「『菩薩戒并沙弥戒伝授記』について」(『印度学仏教学研究』第五三卷第一号、日本印度学仏教学会、二〇〇四)

(八) 下間一頼「明恵の戒律復興」(『龍谷史壇』一〇七号、龍谷大学史学会、一九九七)

(九) 前川健一「明恵に於ける不淫戒の問題」・「修法から持戒への移行」・「梅尾説戒日記」について(『明恵の思想史的研究』思想構造と諸実践の展開、法蔵館、二〇一三)

(一〇) 『明恵上人資料 第一』三(『東京大学出版会』)は明資一(三)の略称で示す。

(一一) 『梅尾明恵上人伝記』巻上(久保田淳・山口明徳、『明恵上人集』岩波文庫、一二九頁)

(一二) 『沙石集』巻第十末ノ十一、一五九頁、五七二頁(日本古典文学全集五二、小学館、二〇〇一)

(一三) 『解脱上人戒律復興願書』十頁(日本思想大系、『鎌倉旧仏教』岩波書店、一九七一)

(一四) 『興福寺奏状』四十頁(同注十三)

(一五) 同注十二、五七二頁

(一六) 『比良山古人靈託』四七二頁(新日本古典文学大系四十、『宝物集閑居友比良山古人靈託』、岩波書店、一九九三)

「問ふ。いかなる意の人の、天狗道には来るや。また天狗は唐土に通ふや。答ふ。僞慢心、執着心の深き者、この道に来るなり。また唐土に往しこと能はざるなり。問ふ。明恵房は、いづくに生まれおはしまし候ふや。答ふ。明恵房高弁は、都卒の内院に上生しおはします。努力ノ不審には思ふべからざるなり。近來、眞実に出離得脱しおはします人は、この外には無きなり。問ふ。解脱房は、いづくに生まれおはしまし候ふや。答ふ。解脱房とは誰人ぞや。申して云はく、少納言已講貞慶と申しし法相宗の碩徳、是れなり。答ふ。惣じてこれを知らず。凡は後來なれどもさらに解力ある輩は、しかるごとき事を分明にこれを弁ふ。我は学文に疎かなりし故に、不知の事多きなり。聖徳太子の守屋大臣を責めさせ給ひし事体の世俗の事は、忘れざるなり云々。」

(一七) 『摧邪輪』、三八三頁(同注十三)

(一八) 前川健一「明恵に於ける不淫戒の問題」一七六頁(『明恵の思想史的研究』思想構造と諸実践の展開、法蔵館、二〇一三)

(一九) 『神護寺文書(一)』十九(『史林』二十五、京都大学史学研究科、一九四〇)

(二〇) 前川健一「神護寺如法執行問答」三一三頁(同注九)

(二一) 大日本史料五遍之二、一二〇頁、仁和寺所蔵本奥書、『自誓八斎戒略作法』、大日本史料データベースより、

(二二) 『仮名行状』巻下、明資一、五七頁

(二三) 「明恵上人和歌集」、二五頁(『明恵上人集』、岩波書店、一九八一)

(二四) 『明月記』第三卷、国書刊行会、一九七〇

(二五) 『新夜鶴抄』七七頁、(『凶書寮叢刊』伏見宮旧蔵楽書集成 三、宮内庁書陵部、一九九八)

(二六) 明資二、奥田勲注釈、一八〇頁

(二七) 明資一、五七四頁、道家の諷誦文に関する資料は他の史料からは見当たらない

(二八) 五味文彦「『明月記』の社会史」(『明月記』記録と研究』二、一九九七)

- (二九) 田中久夫「明恵上人の置文」P356 (『鎌倉仏教雑考』、思
文閣出版、一九八二)
(三〇) 大日本史料データベース、五遍之七、五五六頁
(三一) 東京大学史料編纂所「高山寺文書」に所蔵
(三二) 同注七

Abstract

Myōe` Views of Precepts: On Their Reception and Transmission

KIM TAMY

It is common to observe precepts in the Buddhist world, but monks in the Buddhist world in medieval Japan did not. After becoming a priest, Buddhist people receive Gusoku - kai as a ritual to keep the precepts. Despite receiving formal rituals, various historical records and stories describe the state of monks who did not follow the precepts during medieval period. However, even in such an era, since Myoe received Gusoku - kai at Kaidai - in Temple of Todai - ji after his uncle and teacher, Jokaku, at the age of 16. Since then he strictly protected the precepts, confronted the religious teachings, and was devoted to practicing Buddhism. This Myoe is described in "Togano Myoe Shonin Monogatari(『梶尾明恵上人物語』)" which is one of the biographies written by his disciples. The Myoe statues on precepts according to the biography of Myoe not only emphasized and protected precepts, but also depicted how they encouraged Buddhist learning. It is Myoe who is devoted to practicing Buddhism, but if you look at how he actually practiced Buddhism at that time, you can see him as a precept teacher. Such a precept teacher, Myoe is recorded in "Meigetsuki (『明月記』)" by Fujiwara Teika(藤原定家), the nobility in the Kamakura period, and "Minkyoki(『民経記』)" by Minbukyo Gon Chunagon(民部卿権中納言).

Although previous studies focused on the precepts of Sadayoshi and Kakumori of the Hosei sect and Eison of the Rits sect, there are few studies on the precepts centered on Myoe. The few studies on the precepts of Myoe were conducted by analyzing the practice and practice of the precepts in Buddhist scriptures. How Myoe tried to spread the precepts to his disciples and people was not mentioned. Focusing on this, this paper examines how Myoe's own precepts were formed, developed, and passed down.

Keywords: Myōe / Narrative / Historical Document / Transmission / Precept